

亀岡市文化資料館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 1 日

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市規則第 3 4 号

亀岡市文化資料館条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市文化資料館条例施行規則（令和 6 年亀岡市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条を第 1 7 条とし、第 9 条から第 1 5 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 8 条第 1 項中「複写又は熟覧」を「複写、熟覧又は借用」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条第 1 項中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号の次に次の 2 号を加える。

(4) 資料館事業の推進に資すると認めた団体の会員が入館する場合 全額

(5) 招待券を持参し、入館時に提出した者が入館する場合 全額
第 7 条第 2 項中「入館料の減免を受けようとする者」を「前項第 1 号又は第 6 号の規定により入館料の減免を受けようとする者」に改め、同項ただし書を削り、同条第 3 項中「入館料の減免を」を「第 2 項に規定する申請を」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定により入館料の減免を受けようとする者は、当該手帳等又は会員証の提示をしなければなら

ない。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（招待券の発行）

第 7 条 館長は、必要があると認めるときは、資料館の入館に係る招待券（以下「招待券」という。）を発行することができる。

別表備考中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改める。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第8条関係）

入 館 料 減 免 申 請 書

年 月 日

（宛先）亀岡市長

申請者 住 所
団 体 名
氏 名
電話番号（ ） —

次の理由により、亀岡市文化資料館の入館料の減免を受けたいので申請します。

入 館 日 時	年 月 日 午前 午後 時 ~ 午前 午後 時
理 由	
入 館 者 名	
引 率 者	
入 館 人 数	
減 免 内 容	1 免除 2 減額（ 円／人）

別記第 2 号様式を次のように改める。

第2号様式（第8条関係）

入 館 料 減 免 承 認 書

年 月 日

様

亀岡市長

亀岡市文化資料館の入館料の減免について、次のとおり承認します。

入 館 日 時	年 月 日 午前 午後 時 ~ 午前 午後 時
入 館 者 名	
引 率 者	
入 館 人 数	
減 免 額	

別記第 3 号様式を次のように改める。

第3号様式（第9条関係）

館内資料利用申請書

年 月 日

（宛先）亀岡市長

申請者 住 所
団 体 名
氏 名
電話番号（ ） ー

亀岡市文化資料館の資料を下記のとおり利用したいので申請します。
なお、許可の上は利用目的以外には使用いたしません。

記

資 料 名	員数	摘 要
利用希望日	年 月 日 ～ 年 月 日	
利用形式	撮影 模写 模造 拓本 複写 熟覧 借用 その他（ ）	
利用目的		
所蔵者の承諾	有 ・ 無	
備 考		

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第9条関係）

第 年 月 日 号

館内資料利用承認書

様

亀岡市長

亀岡市文化資料館の資料の利用について下記のとおり承認します。

記

資 料 名		員数	摘 要
利 用 日	年 月 日 ～ 年 月 日		
利 用 形 式			
備 考			

注意

- 1 利用目的以外には、使用しないでください。
- 2 故意又は過失により資料を滅失し、又は毀損したときは、相当の代価をもって弁償してください。

別記第 5 号様式を次のように改める。

第5号様式（第10条関係）

出 版 物 掲 載 申 請 書

年 月 日

（宛先）亀岡市長

申請者 住 所
団 体 名
氏 名
電話番号（ ） —

亀岡市文化資料館の（所蔵・保管）資料を出版物に掲載したいので、下記のとおり申請します。

記

資 料 名		員数	摘 要
掲 載 目 的			
出 版 物 名			
発 行 者 名			
著 者 名			
出 版 部 数（予定）			
発行年月日（予定）			
定 価（予定）			

別記第 6 号様式中「第 9 条関係」を「第 1 0 条関係」に改め、
「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。